

札幌企第 270 号
令和 2 年(2020 年) 5 月 7 日

札幌市内事業者の皆様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等
のお知らせ及び配慮について

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 4 日、政府において、同年 5 月 6 日で期限を迎える「緊急事態宣言」の 5 月 31 日までの延長が決定されました。

これを受け、北海道は、これまでの「緊急事態措置」を 5 月 31 日までに延長することを基本としつつ、まず 5 月 15 日までは従来同様の措置を講ずることといたしました。

札幌市としましても、北海道における緊急事態措置が延長され、引き続き、感染拡大の防止の取組に努めることが不可欠な状態となっております。

各事業者の皆さまにおかれましては、改めて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、下記 1 の事項について、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、休業等の要請にご協力いただき、感染拡大防止対策に取り組む事業者の方々をご支援させていただく「休業協力・感染リスク低減支援金」については、北海道・札幌市とも、再延長の如何に関わらず、5 月 15 日まで継続して休業等にご協力いただくことで、今後、支援金を支給することとなりますので、対象となる場合は、下記 2 のとおり、各募集要項をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 事業者の皆様にご留意いただきたいこと

事業者の皆様にご置かれましては、これまでの感染防止に関する留意事項に加えて、以下(1)～(3)について、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、別紙「事業者における感染を防止するための取組事例」にて、これらの取組事例を掲載しておりますので、ご参考ください。

- (1) 【ひろびろと！】社内でのソーシャルディスタンスの徹底すること。
- (2) 【ゆったりと！】時間の使い方を工夫等により出勤の分散にご協力いただくこと。
- (3) 【てきぱきと！】効率的な業務等による勤務時間の短縮にご協力いただくこと。

2 休業協力・感染リスク低減支援金募集要項について

(1) 北海道へ申請する場合

以下の北海道ホームページにて、募集要項等をご確認ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm>)

【北海道への申請対象事業者】

- ・ 北海道知事が休止を要請する施設を営む法人・個人事業主
- ・ 北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人・個人事業主
- ・ (従来から 19 時以降の) 酒類の提供がある飲食店で、19 時以降の酒類の提供を取りやめた事業者

(2) 札幌市へ申請する場合

別紙「札幌市休業協力・感染リスク低減支援金募集要項」をご確認ください。

【札幌市への申請対象事業者】

- ・ 酒類の提供がない飲食店（酒類提供を行っており、従来から 19 時以降の営業を行っていない飲食店を含む）で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者

※ 休業等の要請や支援金の申請受付に係るご相談については、下記の「休業要請専用ダイヤル」にお問い合わせください。

○北海道における休業要請及び支援金（北海道への申請分）に関すること

北海道休業要請相談専用ダイヤル

TEL 011-206-0104/011-206-0216 (8:45~17:30)

○支援金（札幌市への申請分）に関すること

札幌市休業協力・感染リスク低減支援金専用ダイヤル

TEL 011-211-2566 (8:45~17:15)

3 参考

(1) 北海道送付資料

- ・ 別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について」（令和 2 年 5 月 4 日付け中企第 246 号北海道通知文）
- ・ 別紙「道民の皆様へ＜外出自粛、休止・休業の引き続きのお願い＞」

(2) 札幌市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け支援について」

札幌市のホームページにおいて、市内事業者がご活用できるような国・北海道・札幌市等の主な支援策のリンク集を掲載していますので、ご参考ください。(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/keizai/coronasien.html>)

【当通知文に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡

TEL 011-211-2352